

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による証明書交付要領

（平成 26 年 5 月 15 日部長決定）
（平成 26 年 7 月 24 日一部改正）
（平成 29 年 4 月 1 日一部改正）
（平成 30 年 4 月 1 日一部改正）
（令和元年 5 月 1 日一部改正）
（令和 2 年 10 月 8 日一部改正）
（令和 3 年 1 月 12 日一部改正）
（令和 6 年 5 月 31 日一部改正）
（令和 6 年 9 月 2 日一部改正）

（目 的）

第 1 条 「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則」（平成 26 年経済産業省令第 1 号）に基づき、板橋区の認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対し、当該支援を受けていることを証明する書類（以下「証明書」という。）を交付するため必要な事項を定めることを目的とする。

（交付対象者）

第 2 条 証明書の交付対象者は、申請日現在において次の各号すべてに該当する者とする。

- （1） 「産業競争力強化法」（平成 25 年法律第 98 号）128 条第 2 項に基づき、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下「公社」という。）が実施する認定特定創業支援事業のうち包括的創業相談事業において、「経営」、「財務」、「人材育成」及び「販路開拓」の全分野の受講を修了し、かつ修了後 1 年を経過していない者
- （2） 前号に定める受講期間が概ね 1 か月以上であり、かつ各分野を継続して受講したと認められる者
- （3） 証明書の交付を受けた後、6 か月以内に板橋区内で創業を行う具体的な計画を有する個人又は創業後 5 年を経過していない個人又は法人

（交付申請）

第 3 条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第 1 号に定める「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による証明に関する申請書」（以下「申請書」という。）を 1 部、板橋区長宛て提出する。

2 交付申請の期限は、認定創業支援事業計画の計画期間終了日、もしくは、受講終了日から起算して 1 年を経過した日のいずれか早い日付までの期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められるときは、同項に規定する期間を超えて交付申請をすることができる。

（証明書の交付）

第 4 条 前条の規定に基づき申請書が提出された場合、板橋区は公社の記録する受講履歴と申請内容の照合を行ったうえで、相違ないと認めたときは、証明日を記載し、公印を押印した申請書を証明書として申請者に交付する。

(証明書の効力)

第5条 証明書の有効期限は、認定創業支援事業計画の計画期間終了日、もしくは、証明日から起算して1年を経過した日のいずれか早い日付までの期間とする。

2 前項の規定に関わらず、関係法令の改正又は廃止により、証明書はその効力を失うことがある。

(証明書の再交付)

第6条 証明書の再交付を受けようとする者は、当初交付された証明書の有効期間内において、第3条に規定する申請を改めて板橋区長宛て行わなければならない。

2 再交付する証明書の証明日及び有効期間は、当初交付された証明書の証明日及び有効期間を適用する。

付 則

この要領は、平成26年5月15日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年7月24日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和元年5月15日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年10月8日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年1月12日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年5月31日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年9月2日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の
規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

住 所

電 話 番 号

申 請 者

（創業予定 ・ 創業後5年未満）

※いずれかを○で囲んでください

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第
2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

（内 容）実践型創業マスタースクール（旧：創業4分野マスターコース）

（期 間）令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2. 設立しようとする、または設立した会社の商号(屋号)・本店所在地

（商号・屋号）

（本店所在地）

3. 設立しようとする、または設立した会社の資本額 万円(会社の場合)

4. 事業の業種、内容

5. 設立しようとする、または設立した会社(事業)の設立年月日 令和 年 月 日

※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業
の予定について記載してください。また、既に事業を開始している場合は、その内容について
記載してください。

（証明日）令和 年 月 日

東京都板橋区長 坂 本 健

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限：令和 年 月 日まで

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社
の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

証明書のご利用に際して

東京都板橋区

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社※₁設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※₂を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※₁ 株式会社、合同会社を指します。

※₂ 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本区が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本区が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 本区が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げを受けることができません。

東京都板橋区産業振興課

173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号

電話 03-3579-2172